

年管企発1106第2号
年管管発1106第8号
平成25年11月6日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び
船員保険における秘密の保持の配慮について」の一部改正について

標記については、平成19年2月21日付庁保険発第0221001号通知により取り扱って
いるところであるが、婦人相談所等が発行する「配偶者からの暴力の被害者の保護に関す
る証明書」の証明の趣旨をより明確にするため、今般、その一部を別添の新旧対照表のと
おり改正したので通知する。

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について（平成 19 年 2 月 21 日付庁保険発第 0221001 号）」の一部改正について（新旧対照表）
 （_____は改正箇所）

改正後	現 行
<p>1 被害被保険者等からの申し出に対する取扱い</p> <p>(1) 被害被保険者等又は被害受給権者から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合には、婦人相談所が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙 1）の提出を求めること。<u>（当該証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。）</u></p> <p>ただし、裁判所において発行する法第 10 条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関等が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨を証する書類をもって証明書に代えることができること。</p> <p>なお、証明書の発行が行われていない場合や前記の書類がない場合には、証明書の作成について婦人相談所等に依頼するよう助言すること。</p>	<p>1 被害被保険者等からの申し出に対する取扱い</p> <p>(1) 被害被保険者等又は被害受給権者から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合には、婦人相談所が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙 1）の提出を求めること。</p> <p>ただし、裁判所において発行する法第 10 条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関等が発行する配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する書類をもって証明書に代えることができること。</p> <p>なお、証明書の発行が行われていない場合や前記の書類がない場合には、証明書の作成について婦人相談所等に依頼するよう助言すること。</p>

改正後	現 行
<p>2 被害被保険者等に対する秘密保持の取扱い</p> <p>被害被保険者等又は被害受給権者から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合、以下の事務処理により被害被保険者等又は被害受給権者であることを管理・確認するための新たな基礎年金番号（以下「新基礎年金番号」という。）に変更すること。（別添参照）</p> <p>また、新基礎年金番号に変更した場合は、被害被保険者等については新基礎年金番号が記載された年金手帳を、被害受給権者については新基礎年金番号が記載された年金証書をそれぞれ交付するとともに、新基礎年金番号に変更した旨を被害被保険者等又は被害受給権者に十分説明すること。</p> <p>なお、被害被保険者等が厚生年金保険又は船員保険の被保険者である場合には、新基礎年金番号を事業主等に伝えるよう説明すること。</p>	<p>2 被害被保険者等に対する秘密保持の取扱い</p> <p>被害被保険者等又は被害受給権者から、配偶者に対し住所等を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申出があった場合、以下の事務処理により被害被保険者等又は被害受給権者であることを管理・確認するための新たな基礎年金番号（以下「新基礎年金番号」という。）に変更すること。（別添参照）</p> <p>また、新基礎年金番号に変更した場合は、被害被保険者等については新基礎年金番号が記載された年金手帳を、被害受給権者については新基礎年金番号が記載された年金証書をそれぞれ交付するとともに、新基礎年金番号に変更した旨を被害被保険者等又は被害受給権者に十分説明すること。</p> <p>なお、被害被保険者等が厚生年金保険又は船員保険の被保険者である場合には、新基礎年金番号を事業主等に伝えるよう説明すること。</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。</p> <p>2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、<u>配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。</u></p> <p>3 <u>この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合に限る。</u></p> <p>4 <u>3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。</u></p> <p>5 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。</p>	<p style="text-align: center;">(裏 面)</p> <p>※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。 「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」とする。</p> <p>※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。</p> <p>※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。</p> <p>※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。</p> <p>※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、婦人相談所に証明を依頼すること。</p> <p>※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。</p> <p>※7及び8 不明である場合には空欄にすること。</p> <p>(その他)</p> <p>1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。</p> <p>2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して婦人相談所等が発行するものであり、<u>国民年金保険料の免除申請又は年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合にこの証明書を添付することとなる。</u></p> <p>3 <u>2の申請の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。</u></p> <p>4 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（<u>配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。</u>）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。</p>

「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について（平成19年2月21日付庁保険発第0221001号）」の一部改正について（新旧対照表）
（_____は改正箇所）

改正後	現 行
別紙 3（削除）	別紙 3